

事務連絡  
平成28年1月5日

各〔都道府県  
指定都市  
中核市〕障害保健福祉所管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（周知）

日頃より、障害保健福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく」こととされたところです。

これを踏まえ、昨年12月15日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が決定され、公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、それぞれ管理する公共施設等について、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討されるべきであることなどが示されました。

この関係で、内閣府及び総務省から都道府県及び政令指定都市に対し、別添の通知が送付されておりますので、内容について御了知いただくとともに、管内の市町村への周知方お願いいたします。